

給水装置不使用兼撤去届

令和 4 年 4 月 1 日

東京都水道局長 殿

該当工種を選択

給水装置を使用しなくなりましたので、給水条例第31条第1項に基づき届け出します。
 なお、撤去工事は、次のお客さま番号の 新設 改造 撤去工事 と同時に施工します。

お客さま番号										
区	水道番号						区分	CD		
0	1	1	2	3	5	4	3	0	9	

幹線お客さま番号を記入

〔届出者の誓約事項〕

この工事に関する利害関係人の同意はすでに届出者が得ておりますが、万一、利害関係人その他の者から異議があっても、すべて届出者の責任において解決します。

		受付日		年 月 日		照 合 月 日								
届出者	千代田 <u>区</u> ・市・町 飯田橋 1 丁目 1 番 1 号						確認印		※該当欄に○を記入					
	〇〇 〇〇		☎		03-0000-0000									
撤去給水装置	区	水道番号						区分	CD	所有者	水道所在地	使用中	中止中 メータ有	中止中 メータ無
	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	〇〇 〇〇	千代田区飯田橋1丁目1番1号		
	0	1	0	0	0	0	0	2	0	2	〇〇 〇〇	千代田区飯田橋1丁目1番1号		
撤 去 年 月 日						年 月 日								

当該工事と同時に撤去する給水装置の「お客さま番号」「所有者」「水道所在地」を記入

営業所処理欄

撤 去 入 力 日	担当者
年 月 日	